

簡易専用水道のしおり

簡易専用水道とは

【水道法第3条第7項】

「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

【水道法施行令第2条】

法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルであることとする。

登録検査機関による受検義務について

簡易専用水道の設置者は、水道法第34条の2及び水道法施行規則第56条の規定に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査を1年に1回以上受検することが義務づけられています。

検査内容の詳細については、「簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項」（平成15年7月23日、厚生労働省告示第262号）で規定されています。

なお、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関のうち、簡易専用水道の管理の検査を行う区域に香川県を含む検査機関は次のとおりです。（平成30年3月1日現在）

登録番号	氏名又は名称	代表者	住所
29	一般社団法人香川県薬剤師会	安西 英明	香川県高松市亀岡町9番20号
106	日東化学工業株式会社	下村 賢史	福岡県北九州市小倉南区徳吉東四丁目9番1号
107	株式会社総合水研究所	待田 裕美	大阪府堺市堺区神南辺町1丁4番地6
159	株式会社HER	芝本 忠雄	兵庫県加西市網引町2001番地39

詳しくは、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課のHP（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html>）をご覧ください。

【水道法】

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

【水道法施行規則】

第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、1年以内ごとに1回とする。

2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

施設の管理及び水質検査について

簡易専用水道の設置者は、水道法第34条の2及び水道法施行規則第55条の規定のに基づき、以下の内容を実施することが義務づけられています。

【水道法】

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

【水道法施行規則】

第55条 法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を一年以内ごとに一回、定期的に、行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

※高松市は上記項目の他、以下の施設管理の実施を指導しています。

- 1ヶ月に1回、定期的な水槽の点検

地震や凍結、大雨などで汚染される恐れがある場合は、臨時に、迅速な点検を行ってください。

- 1日に1回、給水栓における水の色、濁り、異臭、味等の官能検査

給水栓における水の色、濁り、におい、味、そのほかの状態により、水に異常を認めるときは、必要な水質検査を実施してください。

水の外観チェックの方法

定期的に蛇口からの水を、汚れのない透明なコップに採ります。この際、採る時間と場所を大体一定にしておくこと、変化を比較しやすくなります。まず透かして色・濁りをチェックし、塩素以外の異臭の有無、味の異常を確認します。

- 毎週1回以上の給水栓における残留塩素濃度の測定

※書類の保管は下記のとおりです。

- 水槽の清掃記録、点検記録、水質検査記録等の3年間の保存
- 施設図面の常時保管

給水停止及び利用者への周知

供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止してください。かつ、その水を使用することが危険であることを利用者へ周知してください。

万一、事故が起きた場合

保健所（TEL:087-839-2865）へ連絡し、指示に従ってください。汚染原因を調査の上、必要な改善措置をとり、給水再開については保健所の指示に従ってください。

問い合わせ先

高松市保健所生活衛生課 環境衛生係

〒760-0074 高松市桜町一丁目10番27号

TEL:087-839-2865 FAX:087-839-2879